

## 第13期第1回福岡県個人情報保護審議会次第

### 1 日時

平成28年5月19日（木）10：00～

### 2 場所

県庁行政棟10階特9会議室

### 3 議事

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の委員の指名について
- (4) 部会長の選任について
- (5) 部会長職務代理者の指名について
- (6) 個人情報の提供の制限に関する例外について（諮問・答申）
- (7) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況について
- (8) その他

### 〔配布資料〕

- 資料1 第13期福岡県個人情報保護審議会委員名簿
- 資料2 福岡県個人情報保護審議会事務局職員名簿
- 資料3 福岡県個人情報保護条例（抜粋）
- 資料4 福岡県個人情報保護審議会の組織図
- 資料5 個人情報の提供の制限に関する例外について（諮問）
- 資料6 個人情報の提供の制限に関する例外について（答申）（案）
- 資料7 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

## 第13期福岡県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	現職	就任時期
相本 優子 あいもと みちこ	(株) 西日本新聞社編集局報道センターデスク	H25.4.1~(3期目)
江島 玲子 えしま れいこ	(株) ビスネット消費生活アドバイザー	H28.5.13~(1期目)
小林 登 こばやし のぼる	弁護士 (萬年総合法律事務所)	H26.5.1~(2期目)
櫻井 幸一 さくらい こういち	九州大学大学院システム情報科学研究院教授	H26.5.1~(2期目)
佐々木 久美子 ささき くみこ	(株) グルーヴノーツ代表取締役会長	H28.5.13~(1期目)
永井 ケイ子 ながい けいこ	福岡県民生委員児童委員協議会評議員 うきは市民生委員児童委員協議会会长	H28.5.13~(1期目)
村上 英明 むらかみ ひであき	福岡大学法科大学院教授	H28.5.13~(1期目)
森 咲子 もり さきこ	(株) 咲ら化粧品代表取締役	H24.5.1~(3期目)
山元 規靖 やまもと のりやす	福岡工業大学情報工学部情報通信工学科准教授	H28.5.13~(1期目)

※委嘱期間：平成28年5月13日～平成30年5月12日

## 福岡県個人情報保護審議会事務局職員名簿

### 1 県民情報広報課

職 名	氏 名	
県民情報広報課長	野 上 明 優	(新)
県政情報監	山 田 邦 聖	(新)
参事補佐	吉 岡 康 秀	
参事補佐兼情報公開係長	森 久 博 幸	
企画主査	永 島 孔 明	
事務主査	牟 田 留 美	(新)
主任主事	案 浦 展 光	
主事	日 隈 雄 太	
主事	山 本 趹 彰	(新)
主事	高 野 公 平	(新)

### 2 市町村支援課

職 名	氏 名	
課長	後 藤 和 孝	(新)
調整係長	酒 井 玲 津 子	
主任主事	吉 積 弘 行	
主任主事	樋 口 浩 規	

## ○福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）（抜粋）

### 第5章 福岡県個人情報保護審議会

#### （設置）

第51条 県に福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 第3条第3項ただし書及び第4項第7号、第5条第2項第6号、第46条第2項、第49条並びに前条第2項の規定により意見を求められたものについて意見を述べること。

二 第41条第1項（第42条の2において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて答申すること。

三 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

四 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### （組織）

第52条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### （委員）

第53条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### （会議）

第54条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### （部会）

第55条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

#### (審議会の調査権限)

- 第56条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。
- 2 濟問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
  - 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
  - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
  - 5 審議会は、第51条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

#### (諮問実施機関の申出)

- 第57条 諮問実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審議会に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 審議会は、前項の規定による申出を受けた場合において、前条第1項の規定により当該個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならぬ。

#### (意見の陳述)

- 第58条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

#### (委員による調査手続)

第 59 条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 56 条第 1 項の規定により提出された個人情報を閲覧させ、同条第 4 項及び第 5 項の規定による調査をさせ、又は前条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第 60 条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第 61 条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したもの（電子的記録にあっては、当該電子的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることがある。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求人等の意見の聴取)

第 62 条 審議会は、審議会に提出された意見書又は資料について、第 56 条第 4 項の規定により鑑定を求め、又は前条第 1 項の規定により閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第 63 条 審議会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 64 条 審議会は、第 41 条第 1 項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会議の運営)

第 65 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 福岡県個人情報保護審議会の組織図

資料4

## 全体会

- (所掌事務)
- 個人情報の収集の制限に関する例外及び本人外収集の制限に関する例外、目的外利用及び提供の制限に関する例外についての意見を述べること。
  - 個人情報保護制度に関する重要事項についての答申、建議等

## 第一部会 (審査請求部会)

- (所掌事務)
- 審査請求事案の審査に関すること。

## 第二部会 (住基法・番号利用法部会)

- (所掌事務)
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関すること。
  - 番号利用法に基づく特定個人情報保護評価に関すること。

28子育第200号  
平成28年5月13日

福岡県個人情報保護審議会長 殿

福 岡 県 知 事  
(福祉労働部子育て支援課)

個人情報の提供の制限に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第5条第2項第6号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務

2 提供する個人情報

本県に登録している保育士（以下「本県登録保育士」という。）の下記登録情報

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所

3 提供する目的

登録情報をを利用して、本県登録保育士の現在の就労状況調査や再就職の意向（保育士・保育所支援センターへの登録）確認を行い、ニーズに応じた相談会、研修会の案内等を行うことで、潜在保育士の就業につなげ、不足している保育士の人材の確保を図る。

4 諒問内容

潜在保育士に対する求人情報の提供、相談会・研修会の案内の発出等、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）における、潜在保育士の就職支援事業の取組みが進められているところである。

当該事業を効果的に実施するため、支援センターの設置主体である北九州市、福岡市、久留米市に対して、県（子育て支援課）が保有している本県登録保育士の登録情報を提供することについて諮問するものである。

5 提供する相手

北九州市、福岡市、久留米市

## 潜在保育士就職支援事業に係る再就職意向調査等事務における 個人情報の目的外提供について

### 1 本件事業・事務の概要について

#### (1) 背景・目的

慢性的な待機児童問題の解消のため、平成27年4月1日現在の県内の保育所数は、948箇所で前年比13箇所増、定員数は106,745人で前年比3,422人増となるなど、保育サービスの提供増が行われている。しかし、保育所施設数を単に増やしただけでは、サービスの供給増は図れず、特に待機児童の多い都市部では、保育士不足が深刻化している。その背景には、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により、離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の存在があり、その数は本県では保育士登録数(H27.3.31現在)57,975人のうち約7割と推定され、これら潜在保育士の就業を促すことが緊急の課題となっている。

そのため、潜在保育士の保育現場への復帰を促進し、不足している保育人材の確保を図る必要がある。

#### (2) 本件事業・事務の実施主体

保育士・保健所支援センターを所管する北九州市、福岡市、久留米市（以下「指定都市等」という。）

#### (3) 事業・事務の内容

##### ア 概要

本県で登録している保育士（以下「本県登録保育士」という。）を対象に調査票を送付し、就労状況や再就職の意向に関する潜在保育士への再就職意向調査を実施する。

当該調査において保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）への登録意向のあった者（再就職に関心が高い潜在保育士）を対象に、支援センターの実施する再就職支援セミナー・相談会等の案内通知を送付する。

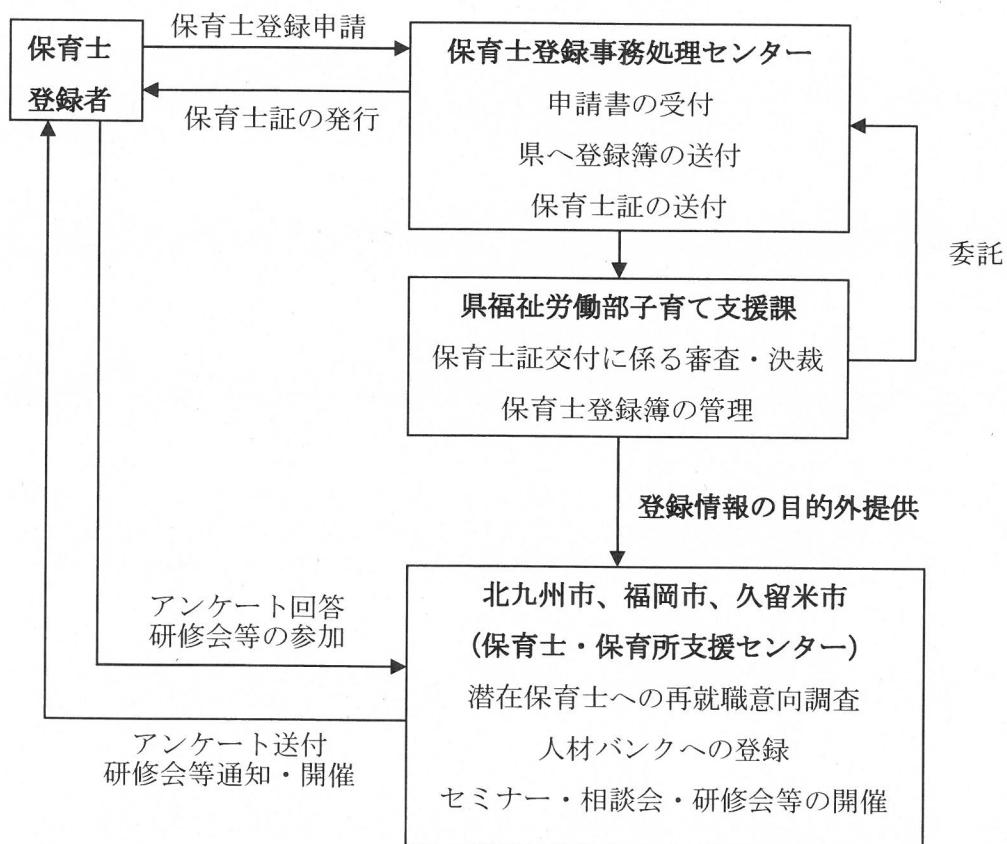
また、セミナー・相談会参加者の中から希望者を対象に、現場復帰に向けての実践的な研修を行う。（セミナー・相談会参加者のうち、当該研修会の案内を送付することを希望した者に送付する。）

#### イ 本件事業・事務の流れ

県の保育士登録業務は、県福祉労働部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が所管し、申請受付等の業務は社会福祉法人日本保育協会（登録事務処理センター）に委託しており、各申請者が県知事あて提出した登録申請書に記載されている氏名、生年月日、性別、住所等の情報（以下「登録情報」という。）については、子育て支援課が保有している。

当該登録情報を子育て支援課から指定都市等に提供し、各支援センターにおいて調査・アンケート等の送付・回収・集計を行い、セミナー・相談会・研修会を実施する。

なお、指定都市等に提供する情報は、登録された者の住所地が各指定都市等にある者を抽出することとする。



#### ※保育士・保育所支援センターとは

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うことを目的として設置されるもので、保育士再就職支援コーディネーターを配置し、求職者のニーズに合った就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整などの業務を行う。

## 2 福岡県個人情報保護審議会への諮問について

### (1) 濟問内容について

指定都市等が当該事業を実施するに当たり、子育て支援課が所有する登録情報の活用を希望している。本来、子育て支援課が所有している当該個人情報は、保育士登録事務のために本人から収集したものであり、当該事業の実施のために指定都市等へ提供するのは、収集時の取扱い目的には含まれていないため、福岡県個人情報保護条例第5条第1項の個人情報の提供の制限に該当する。

しかし、当該事業を円滑に実施するためには、指定都市等に対して子育て支援課の保有する登録情報を提供することが必要であると考えられるため、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定に基づき、福岡県個人情報保護審議会の意見を聞くものである。

### (2) 提供の必要性について

当該事業は、本県登録保育士の中から対象者を絞り込み、再就職の意向等についてアンケート調査を実施、その結果に基づき実態に応じた研修会等を実施することで、保育人材の確保を図るものである。保育人材の確保は「1（1）背景・目的」で述べたとおり、緊急の課題であり、公益性が高いと考えられる。

子育て支援課において保有している保育士登録情報を活用することが合理的であると考えられるため、登録情報を提供する必要がある。

### (3) 目的外提供する個人情報の類型・項目等

#### ア 目的外提供する個人情報を取り扱う事務

保育士登録事務（事務所管課：県福祉労働部子育て支援課）

#### イ 目的外提供する個人情報の項目

本県登録保育士の氏名、生年月日、性別、住所

### (4) 提供に係る個人情報に付与する制限

#### ア 利用目的の制限

提供した個人情報の利用目的は、当該業務の実施に限定する。

#### イ 第三者への提供の制限

提供した個人情報の第三者への再提供は認めない。

28個保審第2号  
平成28年5月19日

福岡県知事殿  
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会  
会長

個人情報の提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成28年5月13日28子育第200号により諮詢のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
目的外提供の概要	保育士・保育所支援センターによる就労状況調査、再就職の意向確認、相談会・研修等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	北九州市、福岡市、久留米市

## 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

### 1 全体会

#### (1) 過去の開催回数

年 度	23	24	25	26	27
開催回数	2	2	1	4	4

#### (2) 答申

年度	件名
23	<input type="radio"/> インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務について
24	<input type="radio"/> 福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務について
25	<input type="radio"/> インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務について
26	<input type="radio"/> 学教務システムによる学生登録情報の提供事務について <input type="radio"/> インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務について <input type="radio"/> インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務について <input type="radio"/> 教務システムによる学生登録情報の提供事務について
27	<input type="radio"/> 福岡県個人情報保護条例の一部改正について <input type="radio"/> 行政不服審査法の全部改正に伴う個人情報開示決定等に係る不服申立制度の在り方について

### 2 第一部会

#### (1) 審議の概要

審査請求事案ごとに、概要説明、意見陳述、論点整理、答申案の検討の計4回の審議を行っている。

※ 概要説明：事務局から審査請求事案の概要説明を行う。

意見陳述：審査請求人等に対し、口頭意見陳述の機会を設ける。

論点整理：実施機関及び審査請求人等の主張を基に、論点を整理し、論点毎に審議を行う。

答申案の検討：論点整理の結果を答申にまとめる。

#### (2) 過去の開催回数

年 度	23	24	25	26	27
開催回数	6	7	3	9	2

## (3) 答申

年度	件名
23	<input type="radio"/> 病気休職の内申書類に係る個人情報不訂正決定処分に対する異議申立て <input type="radio"/> 服務日誌に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求
24	<input type="radio"/> 福岡県個人情報保護審議会不服申立部会会議録に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て <input type="radio"/> 訓練生の退校に関する書類に係る個人情報部分開示決定処分の異議申立て <input type="radio"/> 児童に関する記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て
25	<input type="radio"/> 不適格事実照会受理表に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求
26	<input type="radio"/> 死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て <input type="radio"/> 個別労使紛争に関するあっせん申立書等に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て <input type="radio"/> 乳幼児発達相談指導票に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て <input type="radio"/> 用地交渉記録簿に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て <input type="radio"/> 死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て
27	<input type="radio"/> 相談カードに係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求

## 3 第二部会

## (1) 審議の概要

諮問案件ごとに、概要説明、答申案の検討の計1～2回の審議を行っている。

※ 概要説明：諮問実施機関から諮問案件の概要説明を受け、意見交換を行う。

答申案の検討：意見交換の結果を答申にまとめる。

## (2) 過去の開催回数

年 度	23	24	25	26	27
開催回数	0	0	0	3	3

## (3) 答申

年度	件名
26	<input type="radio"/> 県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について
27	<input type="radio"/> 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について <input type="radio"/> 条例に基づく本人確認情報の利用又は提供について <input type="radio"/> 福岡県住民基本台帳法施行条例による住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の提供について